

(地Ⅲ47F)

平成26年5月8日

都道府県医師会
感染症危機管理担当理事 殿

日本医師会感染症危機管理対策室長
小 森 貴

熊本における高病原性鳥インフルエンザウイルスのN亜型確定について

「高病原性鳥インフルエンザ（H5亜型）が疑われる事例の発生について」は、平成26年4月15日付（地Ⅲ22）文書にて貴会宛お送りいたしました。

熊本県で発生した高病原性鳥インフルエンザのウイルスについては、H5N8亜型であることを確認した旨、農林水産省から発表があり、厚生労働省より各都道府県等衛生主管部（局）感染症担当課宛別添の事務連絡がなされましたので情報提供いたします。

また本事務連絡では、引き続き、鳥インフルエンザの人への感染防止に適切な対応がとられるよう、「国内の鳥類における鳥インフルエンザ（H5N1）発生時の調査等について」及び「鳥インフルエンザ（H5N1）に係る積極的疫学調査の実施等について」に基づく対応を求めています。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知のうえ、貴会管下郡市区医師会、関係医療機関等に対する周知方について、ご高配のほどよろしくお願い申し上げます。

事 務 連 絡
平成 26 年 4 月 17 日

各

都道府県
政 令 市
特 別 区

 衛生主管部（局）感染症担当課 御中

厚生労働省健康局
結核感染症課

熊本における高病原性鳥インフルエンザウイルスの
N亜型確定について（情報提供）

今般、農林水産省から、別添のとおり、熊本県で発生した高病原性鳥インフルエンザのウイルスについて、H5N8亜型であることを確認した旨の発表がありましたので、情報提供します。

なお、今回確認された鳥インフルエンザ（H5N8）が発生した場合においても、引き続き、「国内の鳥類における鳥インフルエンザ（H5N1）発生時の調査等について」（平成18年12月27日付け健感発第1227003号）及び「鳥インフルエンザ（H5N1）に係る積極的疫学調査の実施等について」（平成18年11月22日付け健感発第1122001号）に基づく対応をお願いします。

高病原性鳥インフルエンザウイルスのNA亜型の確定について

熊本県で発生した高病原性鳥インフルエンザのウイルスが H5N8 亜型であることを確認しました。

1. 概要

熊本県で発生した高病原性鳥インフルエンザのウイルスについて、独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構動物衛生研究所における検査の結果、本日、NA 亜型が判明し、H5N8 亜型であることを確認しました。

2. その他

(1)我が国では、これまで家きん卵、家きん肉を食べることにより、鳥インフルエンザウイルスが人に感染した事例は報告されておられません。

(2)現場での取材は、本病のまん延を引き起こすおそれもあることから、厳に慎むよう御協力をお願いします。

(3)今後とも、迅速で正確な情報提供に努めますので、生産者等の関係者や消費者が根拠のない噂などにより混乱することがないように、御協力をお願いします。

お問い合わせ先

消費・安全局動物衛生課
担当者：担当者：伏見、大倉
代表：03-3502-8111（内線 4581）
ダイヤルイン：03-3502-5994
FAX：03-3502-3385

当資料のホームページ掲載 URL
<http://www.maff.go.jp/j/press/>